

市内宿泊者限定桜井プレミアム観光振興券付与事業
桜井泊まってエンジョイキャンペーン

事業参加宿泊施設 募集要項

(令和2年9月11日版)

実施期間：令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)

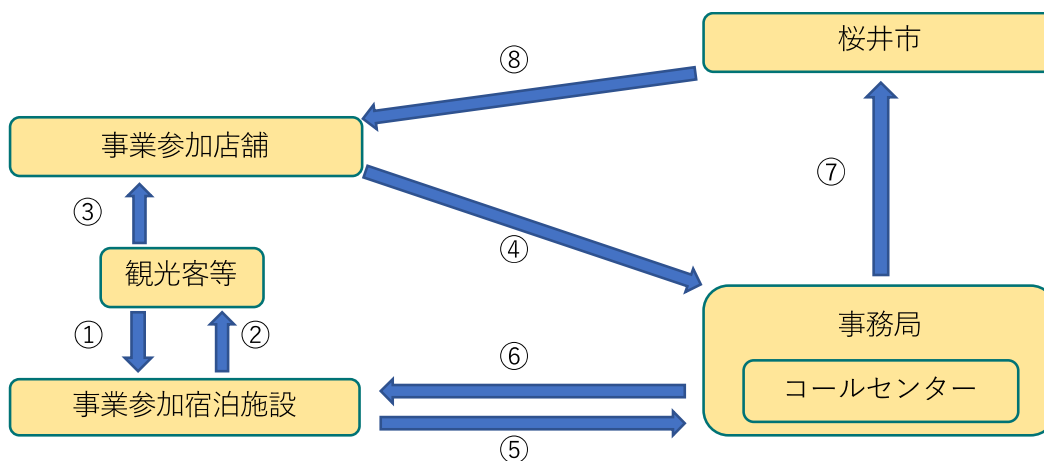
1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内の観光需要が落ち込んでいることから、旅の目的地として「桜井市」を選んでもらうためのインセンティブを付与するため、市内宿泊者に向けて飲食や土産物等に使用できるクーポン等を発行することにより、市内周遊観光および市内宿泊を促進させ、市内の観光需要を喚起し、早期の観光需要回復につなげることを目的とします。

2. 事業概要

- (1) 事業名称 桜井泊まってエンジョイキャンペーン
- (2) 観光振興券の名称 桜井泊まってエンジョイクーポン券（以下クーポン券）
- (3) 発行者 桜井市
- (4) 対象者 桜井市内の事業参加宿泊施設に1泊以上滞在する者
※桜井市民の方も対象となります。
- (5) 観光振興券の構成 1冊につき5,000円分（1,000円×5枚）
- (6) 配布期間 令和2年10月1日（木）～令和3年2月28日（日）
※令和3年2月28日（日）を待たずに発行数（8,000冊）を配布した場合は、その時点までとなります。
- (7) 使用期間 令和2年10月1日（木）～令和3年2月28日（日）
※新型コロナウイルス感染症の状況により、配布・利用期間等を変更する場合があります。
- (8) 取扱店 クーポン券の使用場所として登録された市内の店舗等

【事業のながれ】



①観光客等が事業参加宿泊施設に宿泊受付

②事業参加宿泊施設が観光客等に宿泊証明書の発行とクーポン券の配布
※事業参加宿泊施設が宿泊証明書の複写を保管

③観光客等がクーポン券を事業参加店舗で利用

④事業参加店舗が、指定日に指定場所で事務局にクーポン券を引き渡し
※引き渡し時に、複写式伝票を用いて署名もしくは捺印にて受領
※期間内であればまとめてご請求いただくことも可能
※郵送（簡易書留）での引き渡しも可能（郵送料は事業参加店舗負担となります）

⑤事業参加宿泊施設が月次で事務局に宿泊証明書の複写を基に宿泊実績とクーポン券の発券数を報告

⑥事務局が事業参加宿泊施設にクーポン券の発券数分を配布

⑦事務局が桜井市に月次で発券枚数、使用枚数、使用状況などを報告
事業参加店舗からの業務報告及びクーポン券利用金額の請求をとりまとめ報告

⑧桜井市が報告を元にクーポン券利用金額を事業参加店舗へ支払い

3. 事業参加宿泊施設の資格

本市内にある宿泊施設で、新型コロナウイルス感染症予防対策を必ず行っているもの
とします。

但し、次の事業者を除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する営業を行う者

(2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与し
ている団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
団体など

(4) その他、本市が事業参加宿泊施設として適当でないとした者

4. 事業参加宿泊施設登録申込方法等

(1) 申込方法

本事業に参加を希望する事業者は、本要項に同意の上、「桜井泊まってエンジョイキ
ャンペーン 参加宿泊施設登録申請書 兼 誓約書」に必要事項を記入・押印し、添付
書類（「旅館業法に基づく営業許可証の写し」又は「住宅宿泊事業法に基づく届け出
番号を記載した標識を届け出住宅に提出していることがわかる写真」）、新型コロナ
ウイルス感染症対策チェックリスト）を添えて、**郵送**、又は**持参**のいずれかの方法に
より事務局へと申請してください。

(2) 申込期間

令和2年9月10日（木）から令和2年9月30日（水）まで

※事業は10月1日よりスタートします。10月1日時点で登録をご希望の場合、

令和2年9月23日（水）までに必ず事務局着にてご申請ください。

◆宛先

〒633-0064 桜井市戒重339-3 やまとびと株式会社内

桜井泊まってエンジョイキャンペーン事務局 宛

◆TEL 0744-45-5151（9時～17時）

◆特設サイト <https://enjoysakurai.com>

※持参の場合は、平日（土日祝を除く）に限ります。

◆申請に必要な書類

- 桜井泊まってエンジョイキャンペーン参加宿泊施設登録申請書 兼 誓約書
- 「旅館業法に基づく営業許可証の写し」又は「住宅宿泊事業法に基づく届け出番号を記載した標識を届け出住宅に提出していることがわかる写真」
- 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

※必ず社印でなく代表者の印鑑を押印してください。

※原本をご提出いただきますので、必要な方は複写をお取りください。

※同時に、クーポンを利用できる事業参加店舗の申請をされる場合は、別途、募集要項を確認の上、必要書類を揃えてください。

(3) 説明会

本キャンペーンの説明会を開催します。「桜井泊まってエンジョイキャンペーン 参加宿泊施設登録申請書 兼 誓約書」下部に記載の説明会参加可否をご記入いただき、ご申請ください。説明会において本事業のクーポン券を配布しますので、なるべくご参加ください（クーポン券の配布数は未定です）。

※当日ご参加いただけない場合は、後日、資料をお送りいたします。

説明会の概要

◆日時：令和2年9月25日（金） 9時30分～（約1時間程度）

◆会場：桜井市立図書館 研修室（奈良県桜井市大字河西31）

◆内容：桜井泊まってエンジョイキャンペーンの概要、参加宿泊施設の役割、クーポン券等の配布、質疑応答

※参加店舗登録についてもご説明しますので、登録店舗向け説明会への参加は不要です。

(4) 申請後について

申込のあった宿泊施設については、申請書の内容を審査の上、登録店として承認し、「桜井泊まってエンジョイキャンペーン登録宿泊施設通知書」をお渡しします。登録不可である場合はその旨を通知します。

(5) その他

申請書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求められる場合があります。

5. 事業参加宿泊施設の責務等

(1) 宿泊施設にて行っていただきたいこと

- ・クーポン券を配布する際に、宿泊日・代表者氏名・宿泊人数などを記載した「宿泊証明書」（任意様式・宿泊施設の記名あり）を発行していただき、複写を保管してください。複写を元にクーポン券の配布数と宿泊実績との整合確認をさせていただきます。整合確認に基づいて追加のクーポン券をお渡しします。
- ・必ず、チェックイン時にクーポン券と本事業のチラシをお渡しください。
- ・通常の注意をもってすれば判別可能な偽造されたクーポン券及び不正に使用されていることが明らかなクーポン券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに事務局に報告してください。
- ・クーポン券が事業終了日（令和3年2月28日）まで宿泊施設に残っている場合はクーポン券の残数は、事業終了翌日にご返納ください。

(2) 月次報告について

- ・クーポン券の配布実績を調査し、適正に配布するため、月次報告を行っていただきます。
- ・「月次宿泊実績報告書」を下記月次報告期限までにメールにてご提出いただきます。

対象月	月次報告期限
10月	11月6日（金）
11月	12月4日（金）
12月	1月8日（金）
翌1月	2月5日（金）
翌2月	3月5日（金）

(3) クーポン券の追加配布について

- ・クーポン券を配布する際は、宿泊証明書とクーポン券の残数を突合した上で配布を行います。
- ・月次宿泊実績報告に基づき、月に1回クーポン券の追加配布を行います。
- ・クーポン券の配布数が一定数を満たない場合は、追加の配布は行いません。
- ・月次報告を待たずにクーポンの数が足りなくなる場合、事務局（0744-45-5151）にご連絡ください。ご連絡いただいた後、土日祝を除く3営業日以内に追加のクーポン券をお渡しします。

- ・修学旅行や団体旅行などの受け入れ日が確定している場合、あらかじめ情報の共有をお願いいたします。

6. クーポン券の取り扱いにおける厳守事項

- ・クーポン券は金券となりますので、取り扱い・保管には十分ご注意ください。
- ・クーポン券の交換、譲渡及び売買を行ってはなりません。
- ・本募集要項及び事業マニュアル等に則して、クーポン券を適正に取り扱ってください。

7. 事業参加宿泊施設の取り消し等

桜井市の条例、規則及び本募集要項に違反する行為が認められた場合は、登録宿泊施設の承認を取り消します。また、桜井市ホームページ等で事業者名・施設名を公表し、損害賠償請求ができるものとしします。

8. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、3密の回避、消毒液等の設置、換気、従業員のマスクやフェイスシールド等の着用等、常にコロナ感染予防のための対策を行ってください。

9. その他留意事項

- (1) この募集要項に記載されていない事項は、事務局までお問い合わせください。
- (2) 事業参加宿泊施設の情報は、「キャンペーン対象宿泊施設」として、特設サイトに公表いたします。

「事業参加店舗」として別途、登録申請いただくことで、事業参加店舗として宿泊施設の宿泊業務に関するもの以外（食堂やレストラン、お土産店など）に関しては、クーポン券の利用対象となります。ただし、宿泊料金と明確に区別していただく必要があるため、宿泊料金とまとめてチェックアウト時に宿泊客へ請求する場合は、明細書の中で宿泊料金とそれ以外を分け、どの項目にクーポンを充当したか分かるような資料を保管してください。

具体例として、1泊朝食付きプランでお申込みいただいた場合は本クーポン券の利用対象とはなりません。1泊素泊まりで、別途朝食や夕食をとられた場合は、飲食部分のみクーポン券の利用対象となります。宿泊料金に含まれている食事代以外の追加飲食等については、クーポン券の利用対象となります。

「事業参加店舗」としても登録を希望される宿泊施設は「桜井泊まってエンジョイキャンペーン事業参加店舗 募集要項」をご確認いただき、必要書類を揃えて事業参加店舗の登録申請を行ってください。

10. クーポン券の利用対象とならないもの

クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することはできません。

- ・現金との換金
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- ・投資信託、株式、各種保険などの金融商品
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・有価証券（商品券、ビール券、図書券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届け出のうちいずれかを受けた又は行った宿泊施設において提供される宿泊業務に関する役務
- ・パチンコホール、麻雀店、公営ギャンブル等への支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他市長が指定するもの